

マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務

(2) 業務内容

「マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務委託仕様書」(別紙1)のとおり

(3) 履行期間

システムの構築については、契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

契約締結日の翌日から本システムの構築を開始し、令和6年度内のできるだけ早期にサービスを開始できること。

3 見積上限額(消費税及び地方消費税を含まない。)

マイナンバーカード交付予約管理システム導入業務委託費用

- ・システム導入費(ハードウェア等機器費等含む。)

2,800,000 円 (一括)

- ・システム利用料(ハードウェア等保守費及び運用支援費用を含む。)

344,000 円 (月額)

本上限額は、導入に係る経費及び新システム稼働後の保守等経費の金額であるが、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ システムの利用期間は60か月を想定している。ただし、予算の確保が困難な場合等は期間を短縮することがある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加を表明できる者は、参加表明書提出時点で次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 尾道市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 市税等に滞納がないこと。
- (5) 過去3年度(令和3～5年度)の間に、本市と同規模以上(人口10万人以上)の地方自治体において、導入実績があること。

- (6) 尾道市の令和4～6年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は同名簿に登録申請していること。

5 日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内容	期日等
プロポーザル方式実施の公告(市HP)	8月5日(月)
実施要領等の質疑受付期間	8月5日(月)から8月16日(金) 午後5時まで
実施要領等の質疑回答期日(市HP上で質疑回答)	8月20日(火)
参加表明書の提出期限	8月23日(金) 午後5時
参加資格の審査結果の通知	8月28日(水) 頃
企画提案書等提出期限、参加辞退届提出期限	9月11日(水) 午後5時
プレゼンテーション実施通知(電子メールにて)	9月13日(月) 頃
プレゼンテーションの実施	9月19日(木)
審査結果通知の送付(郵送にて)	9月下旬
契約前交渉、契約の締結	10月上旬

6 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は次のとおりとし、他の方法による質問は一切受け付けない。

また、本業務に直接関係する質問にのみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しない。

- (1) 質問方法 電子メール(到達を電話で確認すること。)
- (2) 質問様式 質問書(様式第1号) ※本業務に関する全般的な質問を対象とする。
- (3) 提出期限 令和6年8月16日(金) 午後5時
- (4) 送信先

尾道市市民生活部市民課代表メール shimin@city.onomichi.hirosima.jp

- (5) 回答方法

質問と回答は、8月20日(火)までの間に随時、尾道市ホームページで公開する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加表明書(様式第2号)
 - イ 会社概要(様式第3号)
 - ウ 受託実績調書(様式第4号)

※受注実績に係る契約書（表紙）の写しを1件以上添付してください。

（2）提出期限 令和6年8月23日（金） 午後5時

（3）提出場所 尾道市市民生活部市民課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号（尾道市役所1階）

（4）提出部数 各1部

（5）提出方法 持参又は郵送により提出すること。

※提出の際には、封筒等の表面に「プロポーザル関係書類 在中」と記載すること。

※持参の場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とする。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、「企画提案書等作成要領」（別紙2）に定めるところにより作成し、提出するものとする。

（1）企画提案に必要な書類

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案書の形態はA4版横向き（パワーポイントのイメージ）で様式自由とする。部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 機能要件・非機能要件一覧表

エ 工程表

A4版とし、様式は自由とする。

オ 見積書（様式第6号）

カ 見積金額内訳書（様式第7号）

（2）提出期限 令和6年9月11日（水） 午後5時

（3）提出場所 7の（3）に同じ。

（4）提出部数 5部（各様式において正本1部のみ押印し、残りの4部は複写可）

（5）提出方法 7（5）に同じ。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

（1）提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。

（2）提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。

（3）審査の公平性を害する行為があった場合。

（4）複数の提案を行った場合。

（5）見積金額が提案上限金額を上回る場合。

（6）本プロポーザルの公告後、本業務に関することで選定委員に接触を求めた場合。

10 企画提案のプレゼンテーション及び質疑応答

次により、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) 予定日 令和6年9月19日(木)
- (2) 時間、場所 参加資格要件適合者に後日通知する。
- (3) 持ち時間等 40分(説明30分、質疑応答10分)以内
- (4) 説明 提出した企画提案書等の範囲を逸脱しないこと(質疑応答を除く。)。なお、当日の追加資料の提出は認めないが、提案書の要約である説明用のスライドを印刷したものは許容する。
- (5) 説明者 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する者が行うこと。なお、他の者の同席は2名まで認める。
- (6) 使用機器等プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブルは本市が用意する。

11 企画提案の選定

次の(1)から(2)の方法で選定を行う。

- (1) 選定はマイナンバーカード交付予約管理システム導入業務委託公募型プロポーザル選定委員により行うものとする。
- (2) 選定方法は、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、次の表に掲げる項目を採点することにより順位を決定する。採点では、本プロポーザル事務局及び選定委員がそれぞれ評価した合計点数をその事業者の評価点数とし、評価点数が最高となった事業者を選定する。しかし、評価点数が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。

なお、評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を選定する。

本プロポーザルに参加する事業者が1事業者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、評価点数が満点の6割を超えていることを選定の条件として、その事業者を選定する。

なお、見積額が見積上限額を超えている場合は失格とする。

NO.	選定項目	配点	NO.	選定項目	配点
1	全体的な内容	120	6	導入支援	40
2	機能要件	730	7	自由提案	20
3	業務効率化	40	8	提案価格	200
4	システム運用・保守	120			
5	データ移行	80	合 計		1,350

12 選定結果

各提案者に係る選定結果(評価点数と順位)は、令和6年9月下旬に書面で通知する。また、契約候補者以外の名称を除いたうえで、各提案者の評価点数を尾道市ホームページで公表する。

なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

1 3 契約の締結

前述により選定された契約候補者と契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合には、評価点数の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

1 4 その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (5) 参加表明書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届（様式自由）を提出するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、尾道市情報公開条例（平成 12 年 3 月 22 日条例第 8 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提出された書類等は、審査及び説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (8) 応募者が 1 者のみであっても、参加資格を有する業者であればプロポーザルを実施する。
- (9) この要領は、本選定作業により契約を締結した日の翌日をもって、その効力を失う。

1 5 担当部署

尾道市市民生活部市民課（尾道市本庁舎 1 階）

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話：0848-38-9160（直通）

FAX：0848-37-7260

メール：shimin@city.onomichi.hiroshima.jp